

笠間市にお住まいの、すべての方へ。お一人につき

10万円の 特別定額給付金

申請はお早めに!

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を目的とした「特別定額給付金」を給付しています。

申請方法は2種類あります。どちらかお選びください。

オンライン申請



受給者(世帯主)のマイナンバーカードが必要です。

1 専用サイト(マイナポータル)にアクセスします。

※申請手順の説明動画がこちらから見られます。



2 申請内容を入力し、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードします。

※電子署名で本人確認をするため、本人確認書類は必要ありません。

指定された口座に振り込まれます。

※確実に振り込まれるよう、振込口座の確認や金融機関との調整のため時間を要しますのでご了承ください。

郵送申請



令和2年5月14日に受給者(世帯主)宛てに郵送しています。

1 右下の角をめくって申請書を切り離し、必要事項を記入します。

2 申請書の裏面に、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを貼り付けます。

3 同封された返信用封筒に入れて郵送します。

給付額

給付対象者
1人につき

10万円

申請期限は、オンライン・郵送ともに **令和2年8月18日(火)** です。

※申請期限を過ぎると、給付されませんのでご注意ください。

【問い合わせ】特別定額給付金専用電話 TEL0296-71-8220 時間 午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

特別定額給付金



Q 定額給付金は誰に給付されるの？

A 令和2年4月27日時点において、笠間市の住民基本台帳に記録されている方（外国人のうち短期滞在者及び不法滞在者は除く。）が給付の対象となります。申請・受給者は世帯主の方となります。

Q 給付の申請はどのようにすればいいの？

A 新型コロナウイルス感染拡大防止のため 原則として郵送した「特別定額給付金申請書」に必要事項をご記入のうえ、同封した返信用封筒にて返送してください。また、マイナンバーカードを利用したオンラインでも申請ができます。

Q マイナンバーカードがありません。オンライン申請はできますか？

A 特別定額給付金のオンライン申請はできません。別途、市から送付した郵送用の申請書により申請をしてください。

Q いつまでに申請すればいいの？

A 給付金の申請期間は、郵送申請分の受付開始日から3ヶ月間と規定されており、笠間市では令和2年8月18日（消印有効）までとなります。8月18日を過ぎますと、給付を受けることができなくなります。

Q 申請をしてからいつ頃振り込まれますか？

A 確認が済んだものから順次振り込みをさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

Q 世帯主以外の口座に振り込んでもらえますか？

A 原則、世帯主である申請者以外の口座にはお振り込みできません。代理申請の場合、代理人の口座に振り込むことは可能となりますので、郵送による申請をお願いします。

代理申請できる方は、基準日（令和2年4月27日）時点で、申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で笠間市長が特に認める方（民生委員、区長、施設入所者の施設職員など）です。

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方へ

今お住まいの市町村で同伴者の分を含めて申請してください。世帯主からの申請があっても支給しません！

【提出書類】

◆ 申出書

※「申出書」は配偶者やその他親族からの暴力を理由に非難していることを申し出るものです。

笠間市子ども福祉課のほか、婦人相談所等で入手できます。

◆ 婦人相談所等が発行する証明書や市町村が発行する確認書

◆ 保護命令決定書



それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。笠間市や総務省などが以下のようなことは絶対おこしません！！

- ◆ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ◆ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ◆ メールを送り、URL をクリックして申請を求めること

「怪しいな？」と思ったら

- ▶ 笠間市市民活動課（内線 132）
- ▶ 最寄の警察署（または警察相談専用電話「#9110」）
- ▶ 消費生活センター（0296-77-1313）